

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年12月8日

【会社名】 燦キャピタルマネージメント株式会社

【英訳名】 Sun Capital Management Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前田 健司

【本店の所在の場所】 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号

【電話番号】 06-6205-5611

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部 本部長 岡田 和則

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号

【電話番号】 06-6205-5611

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部 本部長 岡田 和則

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
第2回転換社債型新株予約権付社債 30,000,000円
第6回新株予約権証券 1,279,200円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
173,854,200円
(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年12月5日に近畿財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項の一部に誤りがあったこと、同有価証券届出書添付書類の取締役会議事録の記載事項のうち、別紙2「燦キャピタルマネージメント株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）発行要領」の一部に記載誤りがあったこと、及び有価証券届出書添付書類に添付漏れがあったので、これを訂正するために有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集事項

1 新規発行新株予約権付社債（第2回新株予約権付社債）

償還の方法

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の行使時の払込金額

3 転換価額の調整

添付文書

取締役会議事録

別紙1「燦キャピタルマネージメント株式会社第6回新株予約権発行要領」

13. 本社債の利息支払の方法及び期限

別紙2「燦キャピタルマネージメント株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）発行要領」

1. 社債の名称

12. 本社債の利息支払の方法及び期限

添付書類の追加

定款

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___ 頁で示してあります。また、訂正後の取締役会議事録を添付しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権付社債（第2回新株予約権付社債）】

償還の方法

（訂正前）

（1）本社債は、平成28年12月22日にその総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。

（訂正後）

（1）本社債は、平成28年12月21日にその総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の行使時の払込金額

3 転換価額の調整

（訂正前）

（4）本項第(1)号 乃至第(4)号により転換価額の調整を行うときは、（後略）

（訂正後）

（4）本項第(1)号 乃至第(3)号により転換価額の調整を行うときは、（後略）

添付文書

取締役会議事録

別紙1「燦キャピタルマネージメント株式会社第6回新株予約権発行要領」

13. 新株予約権の取得事由

（訂正前）

本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、（後略）

（訂正後）

本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、（後略）

別紙2「燦キャピタルマネージメント株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）発行要領」

1. 社債の名称

（訂正前）

燦キャピタルマネージメント株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）

（訂正後）

燦キャピタルマネージメント株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）

12．本社債の利息支払の方法及び期限

(訂正前)

- (1)本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日（但し、繰上償還される場合は繰上償還日）までこれを付するものとし、平成27年 6月22日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、（後略）

(訂正後)

- (1)本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日（但し、繰上償還される場合は繰上償還日）までこれを付するものとし、平成27年 3月31日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、（後略）

以上